◇国事行為をきっかけにした制度や用語の解説

第4条② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。然の8〜 よりり 国へられのにすいと 古間の細十尺されるされ

- 66条① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
- ② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
- 第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ
- 憲法改正、法律、政令及び<u>条約を公布</u>すること。
- 三国会を召集すること。
- 三衆議院を解散すること。
- 四国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び<u>法律の定めるその他の官吏</u>の任免並びに<u>全権委任状</u>及び大使及び公使の 信任状を<u>認証</u>すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 注典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- L 外国の大使及び公使を<u>接受</u>すること。
- 十 儀式を行ふこと

[国事に関する行為の委任]:天皇が国事行為の一部または全部をその意思に基づいて、他の国家機関に行わせること

[任命] ある者を公務員の職につける行為

[公布] 成立した法令を公表し、国民がそれを知りうる状態にする行為

→公布の方式――官報、公報等に掲載して行う

[召集] 国会議員に対し、一定の期日に各議院に集会させることと同時に、会別を開始させる行為

[解散] 議員全員をその任期が満了する前に、議員たる資格を失わせる行為

[国会議員の総選挙]

憲法上の総選率――衆議院議員の任期満了及び解散により行われる選挙と、参議院議員の任期満了により行われる選挙

公職選挙法上の総選挙――衆議院の場合のみ。参議院は通常選挙

[公示] 一定の事項を周知させるために、一般に国民が知りうる状態に置くこと

[認証] ある行為または文書の成立や記載が、正当な手続きでなされたことを公に確認し 証明すること

→認証の方法――公文書に天皇が親書することにより行われる

[法律で定めるその他の官吏]:最高裁判所裁判官、高等裁判所長官、検事総長、次長検事、検事長、人事官、検査官、宮内庁長官、侍従長、大使、公使、公正取引委員会委員長と委員、副大臣、内閣官房副長官―― [認証官] その任免について天皇の認証を必要とする官職の通称

《外交使節の派遣》

派遣国が外交使節団の長の派遣にあたり、接受国の同意(アグレマン)を求める→接受国が派遣国に対し同意を与える→同意を得て任命される者は信任状をもって派遣される→信任状を元首に提出するか外務大臣に提出したときから職務が開始

- [信任状] 特定の者を外交使節として派遣する旨を表示した文書
- ――国際慣行では、派遣国の元首から接受国の元首にあてられる。日本では信任状の受け取るときの宛先は通常、天皇になっている。
- 「接受」他国の外交使節等をその資格において受け入れること
- ――外国の大使・公使から信任状の奉呈を受け、接見するという天皇の事実行為

《条約の締結過程》

外交交渉→合意→採択・確定(署名)→批准→発効→登録
→発効(簡略形式による条約)

- 〔条約〕国家の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的合意[条約法に関するウィーン条約2条1項(a)]
- 〔全権委任状〕条約締結など特定の外交任務のため、外国に派遣する外交使節に対し、その交渉の全権を委任することを公証する文書
- [国内法上の批准]条約縮結権限をもつ機関が、特定の条約に拘束される意思を決定する 行為――その行為を表示した文書〔批准書〕
- →批准には議会の承認を必要としている国が多い――日本では国会の承認(衆 議院の優越あり)

[国際法上の批准] 批准書の交換

(外交文書) 外交交渉において作成され、又は交換される公の文書 [法律の定めるその他の外交文書]:大使・公使の解任状、領事の委任状、外国領事の許

[恩赦] 大赦、特赦、減刑、刑の契行の免除、復権の総称。訴訟上の手続によることなく、特定の罪の公訴権を消滅させ、または裁判所による刑の言渡の効果の全部もしくは一部を消滅させる行政権の作用

- →行政権による司法権の効果の変更[権力分立制の例外]――社会の変化により、法律上の刑罰規定が適切に対応できなくなった場合、妥当性を回復する措置と、今日では通常理解される。
- [栄典] 国家・社会に対して功労があった者に、国がその栄誉を表彰するために与える特別の地位
- [儀式] 天皇が主宰し物行する国家的性格を有する儀式。その国家的儀式は、政教分離の原則(第 20 条第 3 項)により、宗教的儀式は認められない。――即位の礼、大喪の令、その他国家的祝日、祭日、記念日等に行われる式典、など